

# 事故が起これば

～事故第一報から共済金請求の流れ～

## 最初に事故の報告を 事故第一報の手続き Step 1



## 請求できるようになったら 共済金請求の手続き Step 2

事故第一報報告書(共済様式:請求-01)に必要事項を記入し、単位子ども会代表者に速やかに提出。

請求をする人  
・被共済者  
・共済金を受け取る人

下記表の必要書類を整備し、単位子ども会代表者に提出。(請求権が発生後、速やかに提出)

記載内容を確認。  
市町子連に提出。

単位子ども会  
代表者

記載内容を確認。  
市町子連に提出。

記載内容を確認。  
栃木県子ども会連合会に提出。  
(FAX 送信 OK)

市町子連

記載内容・必要書類の有無を確認。  
市町子連名・代表者名を記入し捺印。  
請求書受付欄を記入。  
栃木県子ども会連合会に提出。

記載内容を確認。  
所定の条件の一報については  
全国子ども会連合会に提出。

栃木県子ども会連合会

記載内容・必要書類の有無を確認。  
加入の有無を確認。栃木県子連名・代表者名  
を記入し捺印。請求書受付欄を記入し、  
全国子ども会連合会に提出。

記載内容を確認。

全国子ども会連合会

請求書類に基づき審査を行い、請求手続きが完了してから 60 日以内に支払います。請求者と市町子連に、支払い通知を送付します。

(特別な照会又は調査が不可欠の場合は、支払いまで 60 日以上の日数を要することがあります。)



様式については各県市子連へお尋ねください。また全国子ども会連合会ホームページにもご用意しています。

### 共済金請求の必要書類

	様式番号	医療共済金	後遺障害共済金	死亡共済金
医療共済金請求書兼事故証明書	請求-11	○		
個人情報の取扱いに関する同意書	請求-12	○	○	○
医療費の領収書(写)又は診療明細書	-	○		
死亡・後遺障害共済金請求書兼事故証明書	請求-31		○	○
医師の診断書(後遺障害)	請求-32		○	
死亡診断書又は死体検案書	-			○
被共済者の戸籍謄本	-			○

※必要に応じて他の書類の提出をお願いすることがあります。